

設 置

1. 設置運営主体……地方公共団体が設置運営します。
2. 設置都市……人口がおおむね20万以上の都市に設置します。

設置のための援助措置

1. 国 庫 補 助

建設にたいし定額1000万円の国庫補助があります。

2. その他の援助措置

イ. 設置主体が「市」の場合には通常、都道府県からも国庫補助と同額程度の補助をうけています。

ロ. 「中小企業退職金共済事業団資金」による地方債の引受けが利用できます。

◇詳細については 下記へお問合せください

- 労働省婦人少年局婦人労働課
東京都千代田区大手町1の3の1
電話 (211) 7451
- 婦人少年室
- 都道府県労働福祉主管課

働く婦人のための施設

勤労婦人センター

ご あ ん な い

我が国の婦人雇用者の数は年々増加の傾向にあり昭和47年には1120万人となっており男子を含めた全雇用者の $\frac{1}{3}$ を占めています。
とくに大都市では婦人雇用者が多く集まっています。

それらの人々のために勤労婦人センターは福祉増進の拠点になる施設です。

労働省婦人少年局

1973. 10

勤労婦人センターとは

1. 勤労婦人福祉法にいう、「働く婦人の家」の大型版です。
従来の「働く婦人の家」と同じく勤労婦人が充実した職業生活を営めるよう
 - ① 職業人としての自己啓発の機会を増やし
 - ② 職業生活と家庭生活との調和に役立つよう育児や家事処理等について援助を行ない
 - ③ 休養・レクリエーション等の場を提供するための施設です。
2. 勤労者家庭の主婦も利用できます。

勤労婦人福祉法

第13条 地方公共団体は、必要に応じ、働く婦人の家を設置するように努めなければならない。

2 働く婦人の家は、勤労婦人に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行ない 並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は 働く婦人の家設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

勤労婦人センターの特色

大都市では子供の生活の場も少なく働く母親は心配です。
そこで勤労婦人センターでは従来の働く婦人の家の事業に加えて

- ① 勤労婦人の学令児にたいして下校後の遊び・学習等の場をととのえ

さらに

- ② 勤労婦人や子供がピンポン・バドミントンなどの軽いスポーツや美容体操などを楽しめる施設・設備をととのえて

勤労婦人の福祉の一層の充実をはかります。

勤労婦人センターの建物と設備

構 造……………鉄筋コンクリート造

面 積……………1000㎡以上

設 備……………相談室、談話室、図書室、託児室、講習室、割ぼう室
宿泊室、学童学習室、軽運動室など

従来の「働く婦人の家」の設備のほか、学童学習室と軽運動室の設備があるのが特徴です。